

健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、一部保険外療養の創設、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案、出産に係る給付体系の見直し、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料等の軽減の拡充等の措置を講ずるほか、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組等に係る措置を講ずる。

改正の概要

1. より公平な負担の実現、効率的な給付の確保

〔健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等〕

- ① OTC医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする一部保険外療養を創設する。
- ② 後期高齢者医療において、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するため、金融所得に係る報告書等（法定調書）を金融機関等がオンラインにより後期高齢者医療広域連合へ提出する義務等を設ける。

2. 出産等の次世代支援や現役世代からの予防・健康づくりの拡充

〔健保法、船員保険法、国保法、母子保健法等〕

- ① 出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直し等を行う。
- ② 妊婦健診に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診（望ましい基準内）の実施に係る標準額を定める等の環境の整備をするほか、サービス及び費用の見える化を進める。※こども家庭庁所管事項
- ③ 国民健康保険制度において、子どもに係る均等割保険料（税）の5割を軽減する措置の対象を、未就学児から高校生年代まで拡充する。
- ④ 現役世代の予防・健康づくりを強化するため、全国健康保険協会が取り組む保健事業に関する責務を明確化する。

3. 必要な医療の提供の確保

〔健保法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法等〕

- ① 高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化する。
- ② 業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業を地域医療介護総合確保基金に設けるほか、計画を作成し業務効率化・勤務環境改善を推進する病院を厚生労働大臣が認定する仕組みを設ける。併せて、医療機関は業務効率化・勤務環境改善に努めるものとする。

4. その他

〔健保法、国保法、高確法等〕

- ① 全国健康保険協会の平均保険料率の引き下げとあわせ、令和8年度から令和10年度までの時限措置として、全国健康保険協会への国庫補助に係る特例減額の控除額を引き上げる特例措置を講じる。
- ② 国民健康保険組合に対する国庫補助について、一定の場合に、現行の補助率の下限よりも低い補助率を例外的に適用する。
- ③ 国民健康保険の財政安定化基金（本体基金分）について、納付金（保険料）の抑制のための取崩しを認める。

等

施行期日

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した船員保険法第76条第6項について、規定の形式的修正を行う。

令和9年4月1日（ただし、2④及び4①は公布日、3①は令和8年8月1日、3②の一部は令和9年1月1日、1④は公布後1年以内に政令で定める日、2①及び②は公布後2年以内に政令で定める日、1②は公布後5年以内に政令で定める日等）

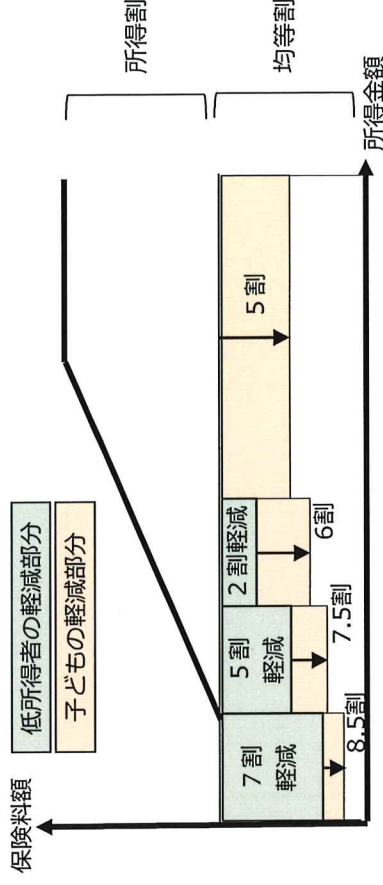
国民健康保険制度改革の推進

- 国民健康保険制度の持続的な財政運営、負担能力に応じた負担等の観点から、以下の見直しを行う。

(1) 子育て世帯の保険料負担軽減

- 令和4年4月から、未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）により軽減する措置を講じているところ、**子育て世帯の更なる負担軽減のため、5割の軽減措置の対象を高校生年代まで拡充する。**

(参考) 軽減対象者数 ⇒ 高校生年代まで
未就学児 ⇒ 約50万人 (+約140万人) 約180万人



(2) 国民健康保険組合に係る見直し

- ① 国保組合の定率補助について、**負担能力に応じた負担等を進める観点から、一定の水準に該当する国保組合（※）に例外的な補助率（12%、10%）を適用する（原則は13%～32%）。**

（※）補助率13%の区分に該当する国保組合のうち、以下の①～③の全てに該当する場合

- ① 保険料負担率（被保険者一人当たり保険料÷国保組合の平均所得）が低い
- ② 積立金が多い（かつ、被保険者数が3,000人以上（経過措置））
- ③ 医療費適正化等の取組の実施状況が低調

*その他、補助率を区分する所得基準及び各国保組合の平均所得の算出方法を見直す。

- ② **健康保険の適用除外となることで国保組合の被保険者となる場合の手続（※）について、年金機構による承認を必要とせず、申出を行うことのみで足りるものとし、国保組合における事務手続の簡素化、被保険者の資格情報管理におけるタイムラグの解消を図る。**

（※）法人を設立する等により、本来、健康保険に加入する必要がある場合であっても、国保組合の事業運営の継続性の観点から、例外的に健康保険の適用除外により国保組合の被保険者となることが認められている。

(3) その他持続的な国保運営に向けた見直し

- 財政安定化基金の本体基金分（※）について、保険料抑制のための取崩しを認めるとともに、従来の積戻し期間（3年間）よりも長い期間での積戻しを可能とする。
- （※）財政安定化基金は、国保財政の安定化のために各都道府県に設置されているもの。そのうち国費により造成された本体基金分は、現行では、保険料収納不足や保険給付費増による財源不足が生じた場合に活用することが可能となっている。
- 低所得者に対する保険料軽減判定の適正化等の観点から、保険者の異動を原因とする資格喪失日を1日前倒し、資格喪失の原因たる事実が発生した日を資格喪失日とする（令和7年地方分権提案関係）。

国民健康保険の財政安定化基金の見直し

【現状】

- ・ 国保の財政安定化基金は、国保財政の安定化のため、保険料収納不足や保険給付費の増加に伴う**財源不足が生じた場合に**、当該基金を活用することで、一般財源からの補填等を行う必要が生じないよう、**平成30年度に国費により各都道府県に設置**されたもの。
- ・ また、令和4年度より、都道府県の国民健康保険特別会計に生じた剰余金を積み立て、保険料の抑制のために活用できる事業（財政調整事業）を追加。
- ・ 国費により造成した部分（本体基金）は、保険料抑制のために事前に一定額を取り崩して活用することが認められておらず、その活用状況も低調。また、財政調整事業分の保有がない都道府県もある（※）。

（※） 本体基金分の保有割合が95%以上の都道府県は41都道府県、財政調整事業分の保有がない都道府県は7都道府県（いずれも令和6年度末時点）。

【改正内容】

財政安定化基金の本体基金分について、保険料抑制のための取崩しを認めるとともに、従来の積戻し期間（3年間）よりも長い期間での積戻しを可能とする。

現行制度の概要

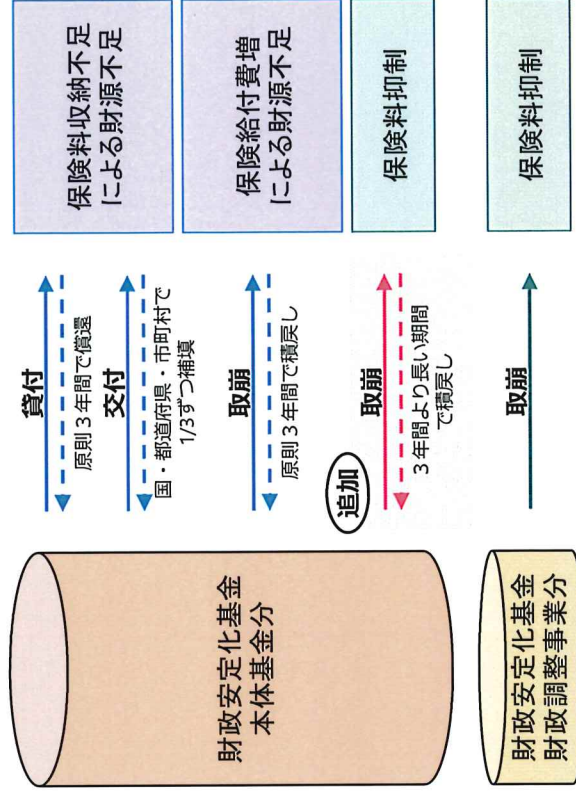
1. 本体基金

- 国費で創設（2,000億円を造成。）
- ① 貸付
収納率悪化等に伴う市町村の保険料収納不足額に対する貸付。当該市町村が、原則3年間で償還（無利子）。
- ② 交付
特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、保険料収納不足額×1/2以内を交付。交付分は、国・都道府県・市町村で1/3ずつ補填。
※ 特別な事情に該当する場合 ……災害、景気変動等
- ③ 取崩
都道府県の保険給付費が予想以上に増加し財源不足が生じた場合、当該不足分を取り崩す。原則3年間で積み戻す。

2. 財政調整事業

- 各都道府県が国保特会において生じた決算剰余金を財政調整事業分として積み立て、以下の場に取り崩し、保険料の抑制のために活用することが可能。
 - ・ 都道府県または市町村の1人あたり納付金額が前年度の額を上回る場合
 - ・ 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、確定前期高齢者交付金の額を上回る場合 等

改正イメージ



(参考) 財政安定化基金(本体基金分)の状況

(千円)

都道府県	H30までの 国庫補助額合計 (2,000億円) (A)	H30-R6 支出累計額	R6基金残高 (B)	保有割合 (B/A)
北海道	8,285,066	22,223,705	7,170,775	86.6%
青森県	2,280,946	0	2,283,619	100.1%
岩手県	1,947,576	197,468	2,292,519	117.7%
宮城県	3,412,098	0	3,772,771	110.6%
秋田県	1,562,918	1,563,312	1,564,963	100.1%
山形県	1,632,406	1,009,377	1,634,116	100.1%
福島県	3,037,102	34,233	3,039,880	100.1%
茨城県	5,117,484	3,631,362	2,662,585	52.0%
栃木県	3,366,411	0	3,370,895	100.1%
群馬県	3,373,401	0	3,375,923	100.1%
埼玉県	11,913,839	4,571,951	7,670,505	64.4%
千葉県	10,185,700	0	10,197,649	100.1%
東京都	21,695,821	15,538,845	15,393,096	70.9%
神奈川県	13,507,195	19,566,634	13,174,960	97.5%
新潟県	3,341,069	0	3,345,212	100.1%
富山県	1,420,188	0	1,421,875	100.1%
石川県	1,634,558	0	1,637,029	100.2%
福井県	1,066,411	0	1,072,196	100.5%
山梨県	1,428,656	2,607,528	1,430,092	100.1%
長野県	3,300,782	99,000	3,318,983	100.6%
岐阜県	3,216,926	0	3,237,089	100.6%
静岡県	5,938,921	0	5,966,479	100.5%
愛知県	10,982,940	395,000	11,028,412	100.4%
三重県	2,719,988	0	2,725,208	100.2%

都道府県	H30までの 国庫補助額合計 (2,000億円) (A)	H30-R6 支出累計額	R6基金残高 (B)	保有割合 (B/A)
滋賀県	2,011,137	0	2,021,126	100.5%
京都府	3,987,568	5,202,039	1,681,726	42.2%
大阪府	14,308,045	4,132,256	14,278,909	99.8%
兵庫県	8,393,063	0	8,400,969	100.1%
奈良県	2,241,632	2,500	2,247,661	100.3%
和歌山県	1,809,538	73,536	1,739,285	96.1%
鳥取県	854,116	0	864,388	101.2%
島根県	941,012	0	941,452	100.0%
岡山県	2,806,440	0	2,829,763	100.8%
広島県	4,035,781	235	4,049,658	100.3%
山口県	2,109,708	0	2,113,745	100.2%
徳島県	1,129,638	8,000	1,123,718	99.5%
香川県	1,466,193	0	1,476,517	100.7%
愛媛県	2,268,438	1,242,000	2,271,282	100.1%
高知県	1,241,536	700,000	1,244,476	100.2%
福岡県	7,918,864	0	7,957,195	100.5%
佐賀県	1,275,027	39,897	1,281,460	100.5%
長崎県	2,371,265	953,588	2,374,348	100.1%
熊本県	3,054,843	20,000	3,207,723	105.0%
大分県	1,804,755	278,100	1,654,614	91.7%
宮崎県	1,936,110	0	1,937,934	100.1%
鹿児島県	2,763,509	70,000	2,724,886	98.6%
沖縄県	2,903,380	2,013,593	2,905,537	100.1%

財政安定化基金の設置

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、**都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付等を行うことができる体制を確保**（平成30年度～）
- **国保財政の更なる安定化を図るため、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、都道府県国保特会の決算剰余金を積み立て、必要な場合に取崩し、活用できる事業を追加**（令和4年度～）

1. 本体基金

- 国費で創設（2,000億円を造成。）

① 貸付

各年度、市町村の保険料収納不足額に対する貸付。当該市町村が、原則3年間で償還（無利子）。

② 交付

特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、財源不足額のうち保険料収納不足額 $\times 1/2$ 以内を交付。交付分は、国・都道府県・市町村で $1/3$ ずつ補填。

※ 特別な事情に該当する場合 … 災害、景気変動等

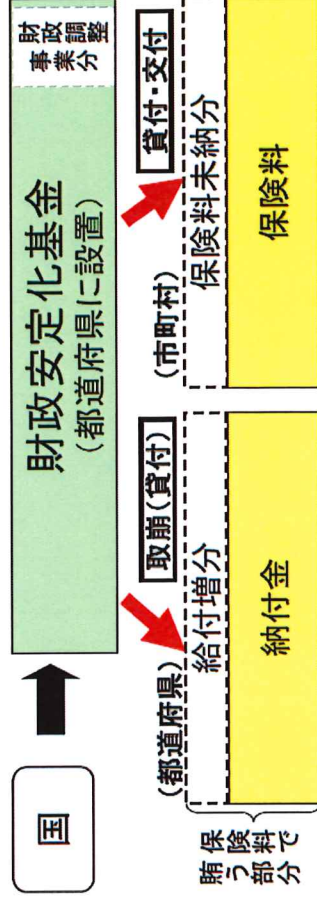
③ 取崩

都道府県の保険給付費が予想以上に増加し財源不足が生じた場合、当該不足分を取り崩す。原則3年間で積み戻す。

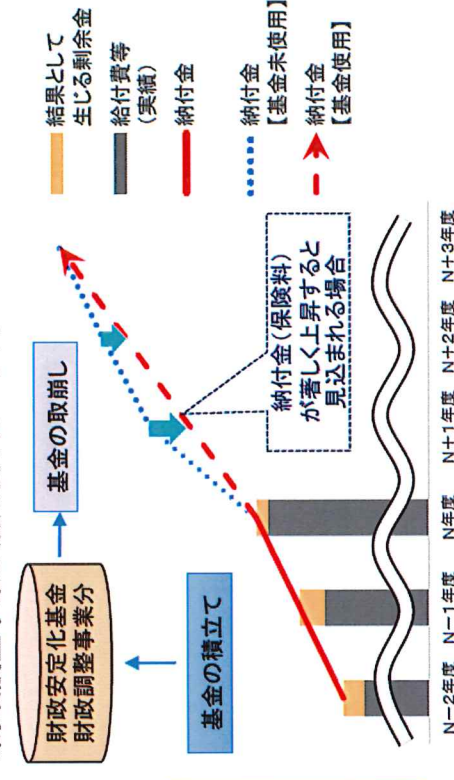
2. 財政調整事業

- 各都道府県が国保特会において生じた決算剰余金を財政調整事業分として積み立て、以下の場合に取崩しして活用することが可能。
 - ・ 都道府県または市町村の1人あたり納付金額が前年度の額を上回る場合
 - ・ 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、確定前期高齢者交付金の額を上回る場合
 - ・ その他安定的な財政運営の確保のために必要な場合

※ 国保改革前後の激変緩和を可能とするため、令和5年度末まで国費で特例基金（300億円）を措置。



< 財政調整事業の活用例 (イメージ) >



納付金の伸びの平準化
= 年度間の財政調整が可能となる

保保発 0318 第 1 号
年管管発 0318 第 1 号
令和 8 年 3 月 18 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
日本年金機構理事長

} 殿

厚生労働省保険局保険課長
厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて

法人の役員（代表者を含む。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「健康保険等」という。）の被保険者資格の取扱いについては、「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」（昭和 24 年 7 月 28 日保発第 74 号厚生省保険局長通知）等に基づき対応されているところである。

今般、社会保険料の削減を謳い、個人事業主やフリーランス等（以下「個人事業主等」という。）を法人の役員とし、当該個人事業主等に係る健康保険等の被保険者資格を届け出る一方で、当該個人事業主等から会費等と称して役員としての報酬を上回る額を支払わせている事業所が存在している。

こうした事業所に役員として使用される個人事業主等については、その使用関係や業務の実態に疑義があり、本来国民健康保険及び国民年金の適用を受けるべき者であるにもかかわらず通常よりも低い保険料で健康保険等の適用を受けている可能性があるところ、法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて、下記のとおり明確化したので、遺漏のないように取り扱われたい。

記

(1) 法人の役員の実働者資格の取扱い

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 9 条の規定により、適用事業所に常態的に使用されている者は、健康保険等の被保険者となることが原則であるところ、法人の役員についても、当該法人から労務の対償として報酬を受けている者は、当該法人に使用される者として被保険者の資格を取得させることとしている。

また、法人の役員の実働者資格を判断するに当たっては、

- ① その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であるか、
- ② その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるか

を基準として実態を踏まえ総合的に判断することとしているところである。

加えて、上記①及び②の基準に関しては、最終的には個別具体的な実態を勘案して適用の有無を判断することとしつつ、基本的に、以下のいずれかに該当する場合は、健康保険等の適用はないと判断することとしている。

① その業務が経営参画を内容とする経常的な労務の提供に該当しないと考えられるもの	② その報酬が業務の対価としての経常的な支払いに該当しないと考えられるもの
・当該法人の役員会等に出席しているが、当該法人の役員への連絡調整や職員に対する指揮監督に従事していない場合 ・当該法人において求めに応じて意見を述べる立場にとどまっている場合	・役員会等への出席について支払われる報酬等 ・旅費など実費弁償的な支払い ・退職手当（※） （※）退職手当は、毎月の給与や賞与に上乗せして前払いされる場合には報酬等に該当

(2) 法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱い

法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の確認に当たっては、上記(1)に加えて、次のような実態を総合的に判断した上で、適用の有無を判断するものとする。

なお、法人に使用されている実態がない者については、健康保険等の被保険者資格を有さず、事実と異なる資格取得の届出は健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定に反することとなるため、法人の役員である個人事業主等について法人に使用されている実態がないことが確認された場合は、当該個人事業主等の資格喪失の届出を提出させ、その被保険者資格を喪失させること。

①役員としての報酬が業務の対価としての経常的な支払いとは認められない場合

個人事業主等が法人の役員として当該法人に使用される者に当たると認められるには、役員としての報酬が業務の対価として経常的に支払いを受けるものであることが必要であるが、個人事業主等が法人に対して、役員としての報酬を上回る額の会費等を支払っている場合は、実質的に業務の対価に見合った報酬を受けているものとは言えず、原則として、業務の対価としての経常的な支払いがあるものとは認められない。

なお、個人事業主等から当該法人の関連法人等へ会費等を支払わせている場合であっても、その関連法人への会費等の支払が当該法人の役員となる上での実質的な条件となっている等その会費等の支払いが当該法人の役員となる上での実質的な条件となっており、当該法人とその関連法人の間で単に資金を移動させているにすぎないことが想定されるなど、実質的にこれらを同一の法人として取り扱うべきと認められる場合は、同様に「法人に使用される者」とは認められず、被保険者資格を有さないこととなることに留意されたい。

②役員としての業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供と認められない場合

役員としての業務の実態が、以下のいずれかに該当するものである場合は、原則として、当該業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供に当たるものとは認められない。なお、実際の被保険者資格の確認に当たっては、個別具体的な実態を勘案してその適用の有無を判断すること。

- ・ 知識向上のためのアンケートへの回答や勉強会への参加等、その業務の実態が単なる自己研さんに過ぎないもの

- ・ 単なる活動報告や情報共有等、役員としての具体的な指揮監督や権限の行使に当たらず、それ自体が直接的に法人の経営に参画しているとは認められないもの
- ・ 当該法人の事業の紹介等についての単なる協力やお願いにとどまっており、労務を提供する義務を負っているとは認められないもの

また、役員としての業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供に当たるか否かを判断するに当たっては、例えば、以下の事実を踏まえ総合的に判断すること。

- ・ 指揮命令権を有する職員の有無（具体的な業務について指揮監督する従業員や他の役員がいるか）
- ・ 決裁権を有する所管業務の有無（担当する業務について決裁権があるか）
- ・ 役員間の取りまとめや、代表者への報告業務の有無（役員会等に出席し、役員への連絡調整などを行っているか）
- ・ 定期的な会議への出席頻度、それ以外の業務の有無と出勤頻度（会議に参加し求めに応じて意見を述べるにとどまっていないか、会議に参加する以外の業務は他にあるか、その業務のためにどのくらい出勤しているか）